

## 令和 8 年度第 2 回 静岡市清掃対策審議会 議事録

1 日 時 令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館 3 階 第 1 委員会室

3 出席者 (委員) 13 名

|    |       |     |      |          |
|----|-------|-----|------|----------|
| 会長 | 平井一之  | 副会長 | 井上恒彌 |          |
| 委員 | 浜田佑介  | 委員  | 長島 強 | 委員 児嶋喜彦  |
| 委員 | 板谷浩禎  | 委員  | 大石眞也 | 委員 関本三枝子 |
| 委員 | 窪田美保  | 委員  | 増田大輔 | 委員 大石善博  |
| 委員 | 狩野美佐子 | 委員  | 澤山彰子 |          |

(事務局)

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 大村環境局長  |                 |
| 浪越環境局次長 |                 |
| ごみ減量推進課 | 渡邊ごみ減量推進課長      |
| 廃棄物対策課  | 坂野廃棄物対策課長、磯野係長  |
| 収集業務課   | 萩原収集業務課長、鈴木課長補佐 |
| 廃棄物処理課  | 小林廃棄物処理課長       |

4 傍聴人 0 人

5 議 題 (1) 静岡市一般廃棄物処理基本計画の改訂について（諮問・審議）  
(2) 資源回収制度等について（報告）

6 内 容

(1) 静岡市一般廃棄物処理基本計画の改訂について（諮問・審議）

市長の代理として大村環境局長が諮問書を清掃対策審議会平井会長へ提出。国の第 5 次循環型社会形成推進基本計画や 2029 年度（令和 11 年度）プラスチック分別一括回収開始等を見据えた計画改訂について、諮問を受け当審議会でも審議を進めることが全員異議なく承認された。

渡邊課長 (資料 1、2 及び改定概要カラー資料を用いて説明)

## ①ごみ処理基本計画

児嶋委員      可燃ごみの約 41%を占める生ごみを減らす施策について、課題等含め聞きたい。また、生ごみ処理機の補助金等の再開はあるか。

渡邊課長      生ごみ処理機助成はプラスチックごみ分別等の機会に合わせて新たな助成制度として予算要求することを検討したい。堆肥化など大規模な生ごみの集合処理は用地確保や臭気対策など課題が多く、周辺環境への影響を抑えた方法について引き続き研究していく。また、捨てる前に「水きり」等で生ごみの量を減らして排出していただくなど、各家庭における発生抑制について啓発し、減量意識を高めたい。

窪田委員      家庭での「ひと絞り」で水分・重量を減らす啓発が市民に浸透していない。キャッチフレーズ等で広めるべき。

渡邊課長      本市では「3きり（使いきり・食べきり・水きり）」を推進している。（素案本編 29 頁）。さらなる定着・浸透に向けて粘り強く啓発を継続する。

狩野委員      生ごみの中の食品ロスが 24%と書いてあるが、思いがけない数字であった。これは腐敗しているものも含まれるのか。この 24%の算出根拠は何か。また、本編 5 ページの数値目標で、1 人 1 日当たりの家庭系可燃ごみ量を 20%削減とあるが、20%の目標の根拠は何か。

渡邊課長      食品ロスの数値については、市が年 2 回実施している清掃工場での「ごみ組成調査」において、可食部分が手付かず等で捨てられている実態を集計した結果。具体的には計画本編（資料 2）29 ページの写真のような状態のもの。ごみの削減目標の 20%については、過去の減量実績に今後の啓発・新施策の効果を上乗せして算出した。

長島委員      改定素案に家庭系ごみの有料化の検討とあるが、物価高の中で市民の皆さんに対して新たに負担を求める可能性があるという点について、他都市の実態把握や多角的な判断基準が必要であると考えます。有料化の実施の有無について全国の政令指定都市の状況を教えてほしい。市民に負担を求めるには、丁寧な説明がないと難しい。2027 年、2028 年に調査検討とあるが、スケジ

ュール感はどう考えているのか。

渡邊課長 不燃・粗大ごみについては、本市を除くすべての政令市で既に有料化を実施しており、可燃ごみについては、政令市 19 市中 9 市が有料化を実施している。全国的に見ると、約 7 割の自治体で可燃ごみ、不燃・粗大ごみの有料化を実施している。素案 35 頁のスケジュールは全くの構想段階であり、案の 1 つである。例えば 2029 年度プラ分別時に可燃ごみを有料化すれば分別のインセンティブとなる利点はある。有料化の金額やタイミング等については物価高や市民負担を勘案し、慎重に審議会に諮りながら検討していく。

大石委員 概要版の 6 ページにプラスチックの一括回収とあるが、プラスチックごみは、発泡スチロールや包装的なプラスチックごみも含むのか。7 ページの排出方法の統一については、進捗状況はどうか。

渡邊課長 プラスチックについては、大きく分けて容器や包装として使われる「容器包装プラスチック」、そのものに価値のあるバケツなどの「製品プラスチック」があるが、両方を同じ袋に入れていただいて、同じ集積所で一括回収をするという形を考えている。回収後、処理施設で光学選別等をし、ペレットに変えていく計画である。

萩原課長 本計画案は本年度末の施行を予定しており、現在、清水区の資源ごみ排出方法一元化について、地域への説明を進めている。また、その他にも葵区山間部など、一部の排出方法が異なっている地域があるため、あわせて検討を進めている。

大石委員 環境活動をしていて、企業と回収したごみで再生品を作製したことがあるが再利用は 1 % しかできず、資源化の難しさを感じた。市の計画では、プラスチックは何%くらい再生されるのか。また、その用途は何か。静岡市で再生されたものが静岡市内で個性のあるリサイクル製品となれば、リサイクルが実感でき、分別する意義が感じられる。市民の分別への関心を高めることが大事。まだ 3 R 活動の知名度も低いので、そうした周知を強化し、プラスチックの分別開始を迎えるのがよいのではないかと。

渡邊課長 協定締結し、連携しているダイセキ環境ソリューションにおけるプラスチック処理施設では、選別ルートを紹介した上でプラスチックを熱で溶かしていく作業を行うが、どうしても一部残さが生じる。この残さについては、セメ

ント原料等の燃料として売却をしていくという形でリサイクルをする。出来上がったペレットの用途としては、主には例えば運送業界で使われるパレットや、公園の階段等で使われている擬木など比較的色彩が着いていても問題のないものに再利用していく。そのため静岡市独自の再商品化として PR するという事までは難しい。プラスチックの分別開始にあたっては、各自治会・町内会ごとの説明会の実施や、学校への出前授業等を通じた子ども世代への説明も行い、周知啓発を図っていく。

大石委員      計画の中でイラストがあるが、プラスチックごみの分別についてパレット等を表記してはどうか。市民が再商品化されていることを認知するだけでも価値があると思う。

浜田委員      先日、自治会の方と話をする中で、自治会・町内会の未加入者や外国人住民への制度周知、分別指導が問題だとの意見があった。普段からごみの分別がされていない状況に加え、プラスチックの分別が始まることで集積所があるのではないかと、集積所を管理する自治会や、正しく分別している人に負担が行くのではないかと懸念している。この課題にどのようにアプローチしていくか聞きたい。

渡邊課長      プラスチックの分別回収は、大きな転換点となるため、これまでの周知啓発とは違った形で、例えばテレビ CM や YouTube などでも使用し幅広く周知を図りたいと考えている。外国人の方へは、多言語でのチラシや語学学校、企業を通じた周知など確実に届くように検討していく。

萩原課長      加えて、外国人の方への対応として、今年から外国人雇用の多い企業へ直接訪問し説明する取組を始め、プラスチックごみに限らずごみの分別に関する周知啓発を図っている。

浜田委員      自治会等だけでなく、雇用している事業所に向けて市から指導してほしいと思う。ぜひ進めてほしい。

もう 1 点聞きたい。課題の 8 番目に災害廃棄物の処理体制の構築とあるが、災害廃棄物処理計画は別で定めるとある。災害廃棄物を本計画の中で位置づける理由は何か。どの部分が関わっているのか。

渡邊課長      廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の処理責任は市が負っているが、災害廃棄物は一般廃棄物の通常処理の範疇を超えるため、基本事項のみ本計画で

触れ、具体的運用は、本計画とは別に「災害廃棄物処理基本計画」で定めている。

平井会長            一般廃棄物処理に莫大な経費（市全体で年 100 億円超、原価 1 トン 5 万円、市民 1 人年 1.5 万円）がかかっている実態や、焼却炉の長寿命化（30～40 年使用）が必要な実態を正しく伝え、市民が理解することが非常に重要。ごみの分別が「シチズンセービング（市民負担軽減）」につながるという捉え方が必要だと理解している。そこを踏まえた書きぶりにすべき。

渡邊課長            実態が市民に分かりやすく伝わるよう記載ぶりを工夫する。

## ② 生活排水処理基本計画

狩野委員            概要版 10 ページに、衛生センターの廃止・統合とあるが、その静岡・清水両衛生センターの役割は何か。また、下水道共同化に伴う一般会計と下水道企業会計の調整はどうなるのか。

渡邊課長            各衛生センターでは、くみ取りトイレのし尿や浄化槽に沈殿した汚泥を処理している。人口減少に伴い処理量も減るため、将来の推計を踏まえて静岡・清水を廃止して統合する形で新しいセンターを作り、そこで前処理をしたのち下水放流をして最終的には下水汚水と一緒に処理をする施設として整備する計画である。  
共同処理後も、し尿処理に要する負担分は一般廃棄物処理責任を持つ市の一般会計から下水道会計へ補填する。

平井会長            本編 47 ページ、基本方針 1 の主要施策、合併処理浄化槽の推進とあるが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをどう普及していくか。下水道への接続をどう普及していくか。浄化槽の維持管理、法定検査の受検率が上がっていないということも含めて、答弁をお願いしたい。

坂野課長            合併処理浄化槽への切り替えは、一定の費用がかかるため理解を得られない世帯も多く苦慮しているが、啓発を強化しながら進めている。  
下水道の供用開始区域については、下水道部局が下水道への接続を勧奨している。  
法定検査の受検率は、伸び悩んでいる状況であるが、転換補助金を交付した世帯に対しては、検査の受検状況の確認を徹底するなど受検率向上に向け

対策しているところ。引き続き啓発を続けていく。

## (2) 資源回収制度等について（報告）

萩原課長        6月の第1回の審議会で、びん・缶等の資源物の排出方法の見直しについて意見を頂き、資源物の奨励金についてもゼロベースで方向性を検討していくと示していた。制度の変更に伴い、実情に応じた制度に見直すよう検討を進めているところ。この奨励金のように市が自治体・町内会に対して交付しているものについて、全体像を見直す検討を進めているため、現時点では資源物の奨励金の制度変更案が固まっていない。しかし、清水区については資源ごみの排出方法が大きく変更となるなど、制度変更後も一定期間は、集積所における啓発活動等の負担が生じることを踏まえ、制度変更後1年間を目処に現行の奨励金を維持する経過措置を講じる方針。

平井会長        他全体を通じて何か意見があるか。

井上副会長     資料の見せ方について、専門用語や工程の並列だけでなく「何年計画で市民がどう行動すべきか」を平易・具体的に示すべき。例えば計画本編の35ページに「清掃工場への一場体制への移行」とあるが「検討、方針決定、移行準備」だけでは何を言っているのかわからない。「災害時の協力体制」についても、令和4年台風第15号の際の公園への不適正ごみ投棄の教訓がわかるように。プラスチックの分別についても、過去の回収のことが何も出てこないが、経緯なども踏まえてほしい。市民が実感を持って理解できる記述を要望する。

渡邊課長        全体に渡し、指摘のあった記載について引き続き検討する。

平井会長        本日は、2つの議題について意見を頂いた。一般廃棄物処理基本計画については、引き続き次回以降も議論し答申の作成に向けまとめていく。以上で第2回審議会を終了する。

(閉会)